

# ベトナム競争法の運用状況と JICAの支援

---

令和2年（2020年）11月24日

独立行政法人国際協力機構（JICA）

長期派遣専門家

奥村 豪

# ベトナムにおける競争法

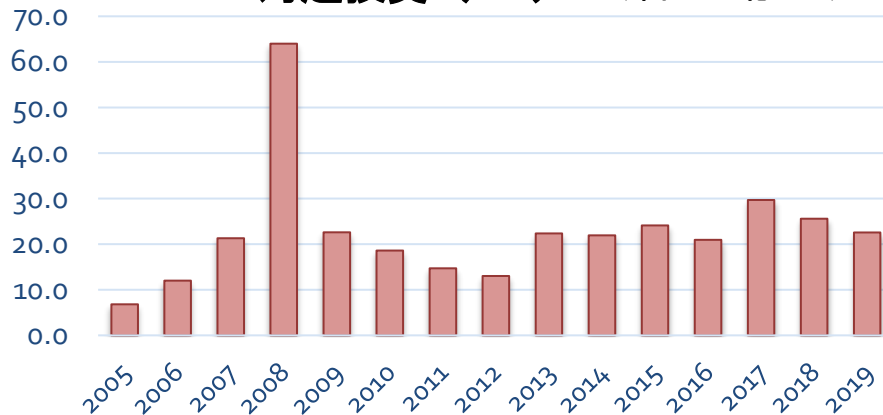
## □ 工業化と市場経済化

- 政府開発援助（ODA）
- 海外直接投資（FDI）
- 貿易

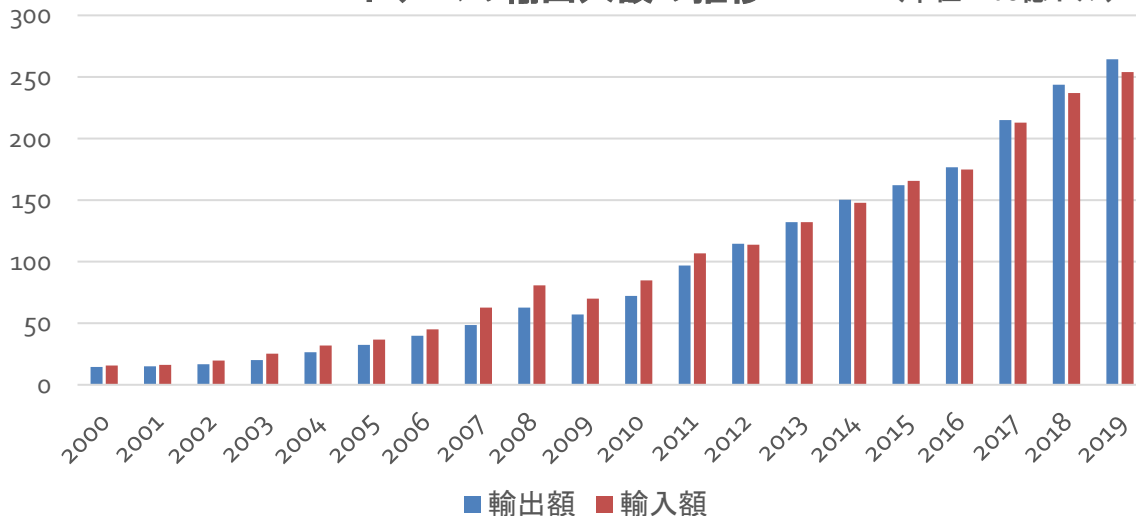
## □ 国際経済との統合

- 内外無差別
- 自由な取引
- 公正な競争 など

対越投資（FDI）（単位：10億ドル）



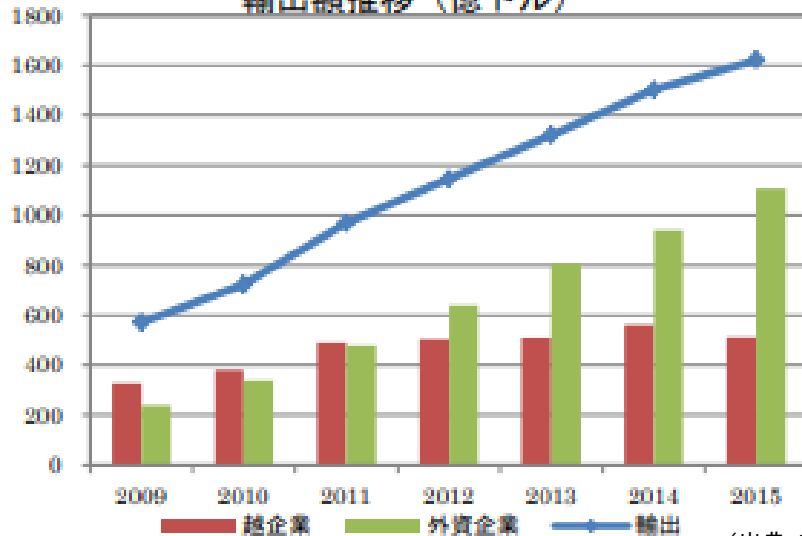
ベトナムの輸出入額の推移（単位：10億ドル）



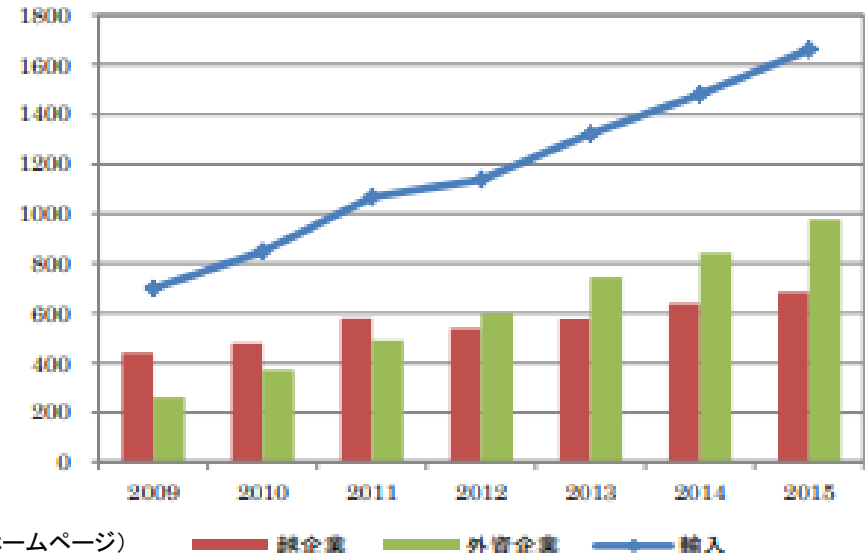
# 競争法制定から2018年改正

- 2004年 競争法成立（2005年施行）
- 2007年 WTO加盟
- 2009年 日・越 経済連携協定（発効）
- 2014年 越・チリ 自由貿易協定（発効）
- 2015年 越・韓 自由貿易協定（発効）
- 2018年 改正競争法成立（2019年7月施行）
  - 市場支配的地位濫用規制の強化
  - 経済集中規制の見直し など
- 2019年 CPTPP（ベトナムにて発効）
- 2020年 越・EU 自由貿易協定（発効）

輸出額推移（億ドル）



輸入額推移（億ドル）



## □ 規制対象

- 競争制限協定
- 市場支配的地位・独占的地位の濫用
- 不公正な競争行為
- 経済集中

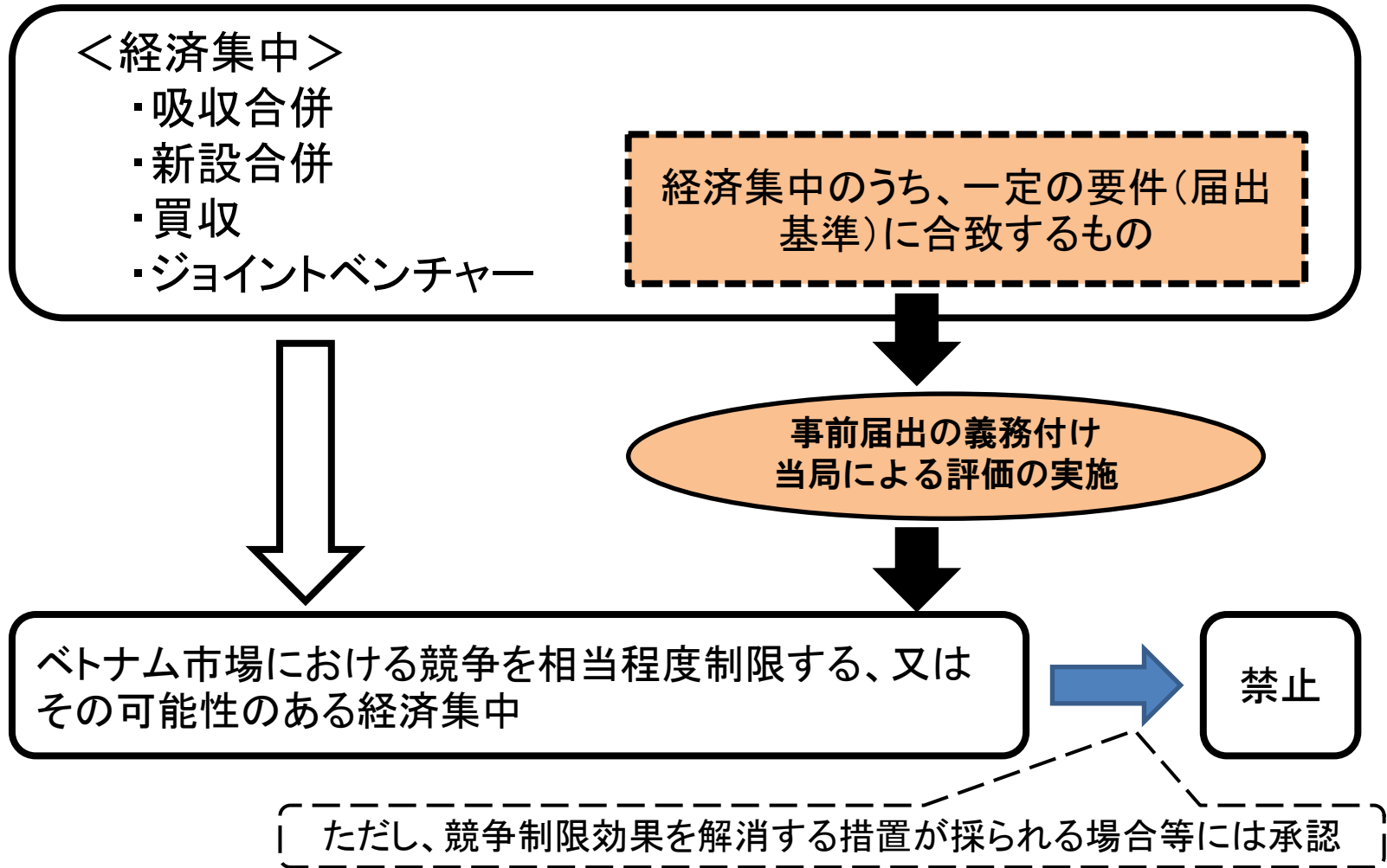
## □ 下位法令

- 罰則政令 (Decree No. 75) (2019年12月1日施行)
- 細則政令 (Decree No. 35) (2020年5月15日施行)
- 組織政令 (Decree No. ??)

## □ 執行機関

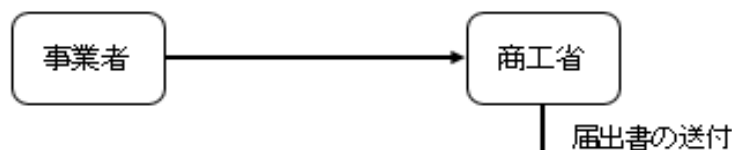
- 国家競争委員会 (VCC)

# 経済集中規制の概要

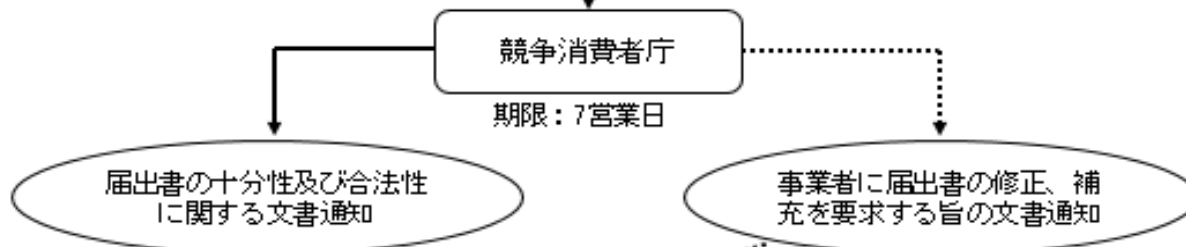


# 手続の流れ（現状）

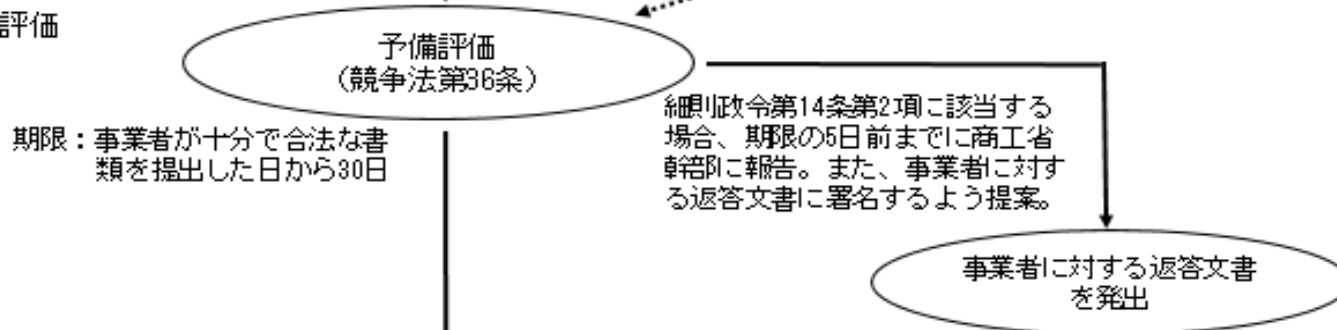
ステップ1：届出書の受領



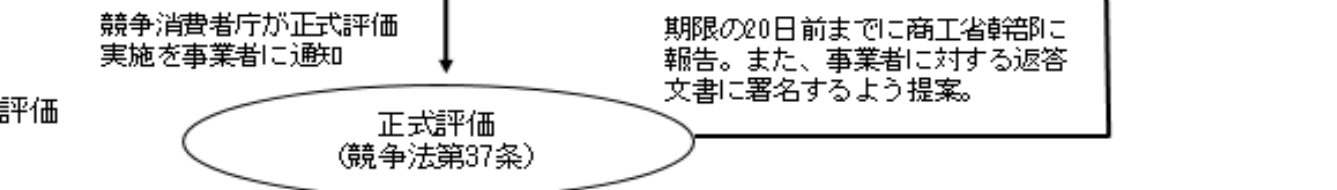
ステップ2：届出書の確認



ステップ3：予備評価



ステップ4：正式評価



期限：正式評価実施通知の発出から  
90日（60日以下の延長可能）

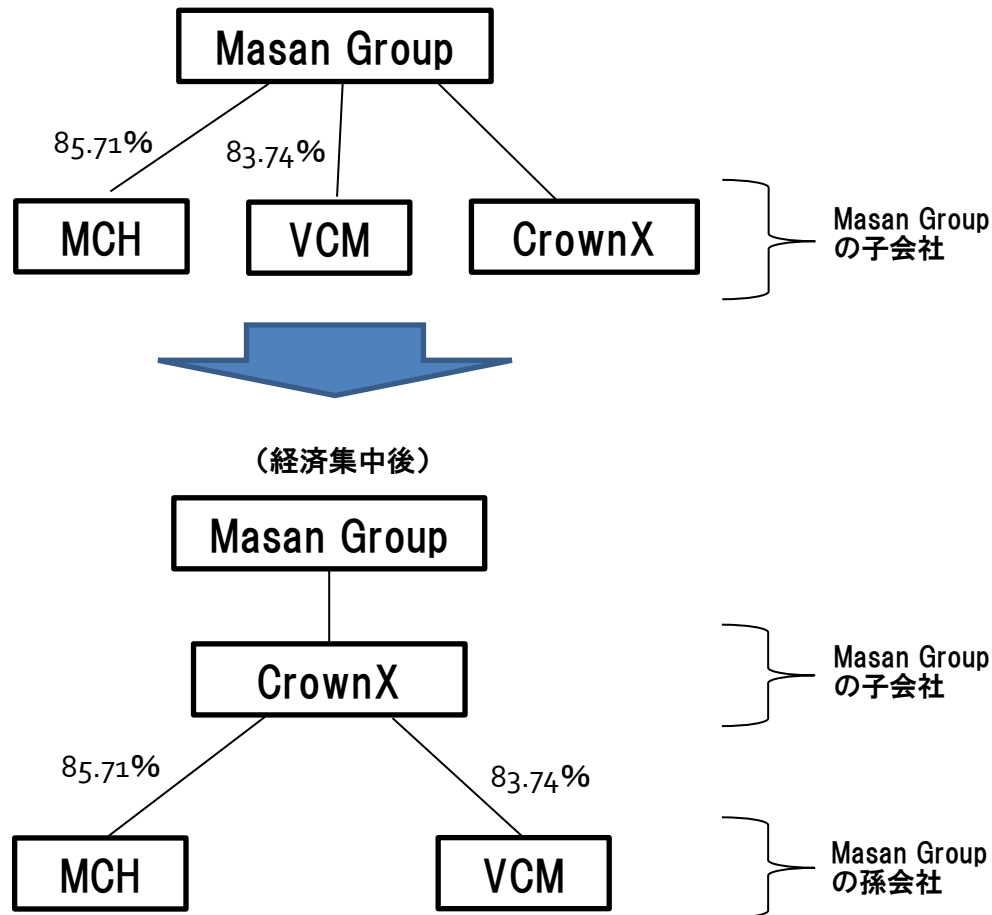
# 届出基準

事業分野	総資産	総売上高又は総購入高	取引価値	市場占有率の合計
以下を除く 全ての事業者	3兆ドン以上 (約135億円)	3兆ドン以上 (約135億円)	1兆ドン以上 (約45億円)	関連市場において 20%以上
保険事業者	15兆ドン以上	10兆ドン以上	3兆ドン以上	関連市場において 20%以上
証券会社	10兆ドン以上	3兆ドン以上	3兆ドン以上	関連市場において 20%以上
金融機関	ベトナム市場における、 金融機関又は連結金融 機関グループの直前の 会計年度における総資 産の、同年度の金融機 関全体の総資産に対す る割合が20%以上	ベトナム市場における、 金融機関又は連結金融 機関グループの直前の 会計年度における総収 益の、同年度の金融機 関全体の総収益に対す る割合が20%以上	金融機関の経済集中 の取引価値の、直前 の会計年度の金融機 関全体の総定款資本 に対する比率が20% 以上	関連市場において 20%以上

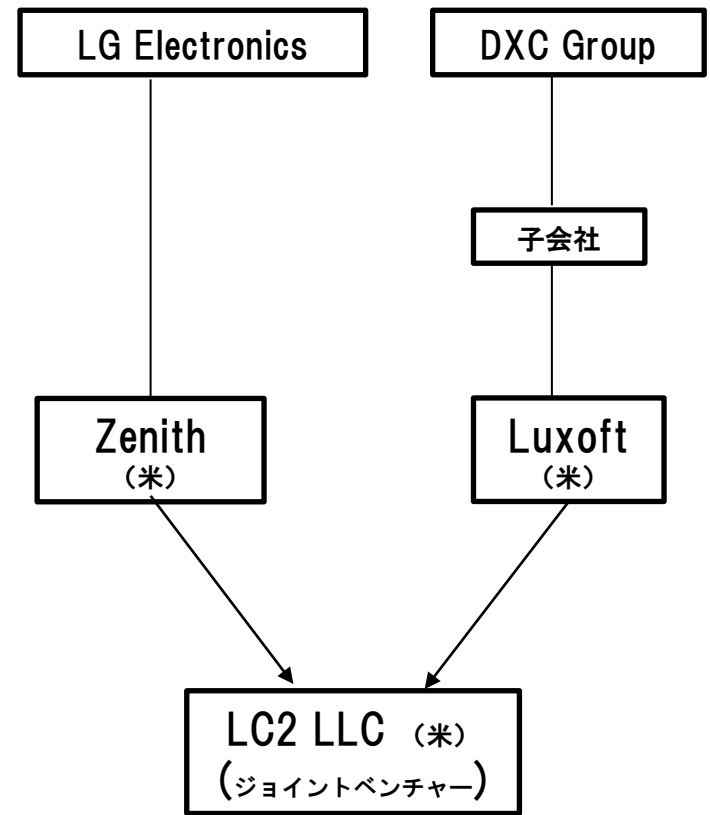
- 「総資産」、「総売上高又は総購入高」は、当事会社(単体)と連結事業者グループの両方の額をチェックする必要。
- 「取引価値」は、ベトナム国外で実施される経済集中には適用されない。
- 「市場占有率の合計」は、水平的な経済集中の場合に検討。

# (参考) 具体的事例

## 事例①



## 事例②



(注: ベトナム商工省競争消費者庁による公表文を基に筆者作成)



# 予備評価

① 経済集中参加企業が水平的な関係にある。

a) 関連市場において20%未満

b) 関連市場において20%以上。ただし、経済集中後のHHIは1800未満

c) 関連市場において20%以上, HHIは1800超。ただし、経済集中前後のHHIの増分は100未満。

② 経済集中参加企業が特定の商品・サービスのサプライチェーンにおいて相互に関連する関係、又は当事会社の業種が相互に投入若しくは補完的な関係にある。

d) それぞれの関連市場におけるマーケットシェアは20%未満

## 競争制限的効果

1. 関連市場における合算市場占有率
2. 関連市場における市場集中度
3. 当事会社の事業における関連性
4. 経済集中による競争優位性の創出・強化
5. 経済集中後に事業者が価格を高め、又は利益率を増加させる能力
6. 経済集中後の他の事業者の市場参入・拡大を排除又は阻止する能力
7. 当事会社の産業・分野に関する特殊な要素

## 積極的効果

1. 国の戦略・計画による分野・領域又は科学、テクノロジーの発展のための積極的効果
2. 中小事業者の参入機会等、中小企業の発展のための積極的効果
3. 国際市場におけるベトナム企業の競争力強化

## ルールの 整備

- ・ 競争制限協定、市場支配的地位濫用、経済集中、リネンシー制度等に関する各種ガイドラインの作成支援
- ・ 法令遵守マニュアルの作成支援
- ・ 組織政令の起草支援
- ・ 取引慣行把握のための分野別市場調査の実施支援

など

## 競争法運用組織 の機能強化

- ・ 競争制限協定規制、市場支配的地位濫用規制、不公正競争行為規制、経済集中規制に関する理論及び実務に関する研修の実施
- ・ 事件審査実務に関する研修の実施
- ・ 審査官養成のための研修教材の作成支援

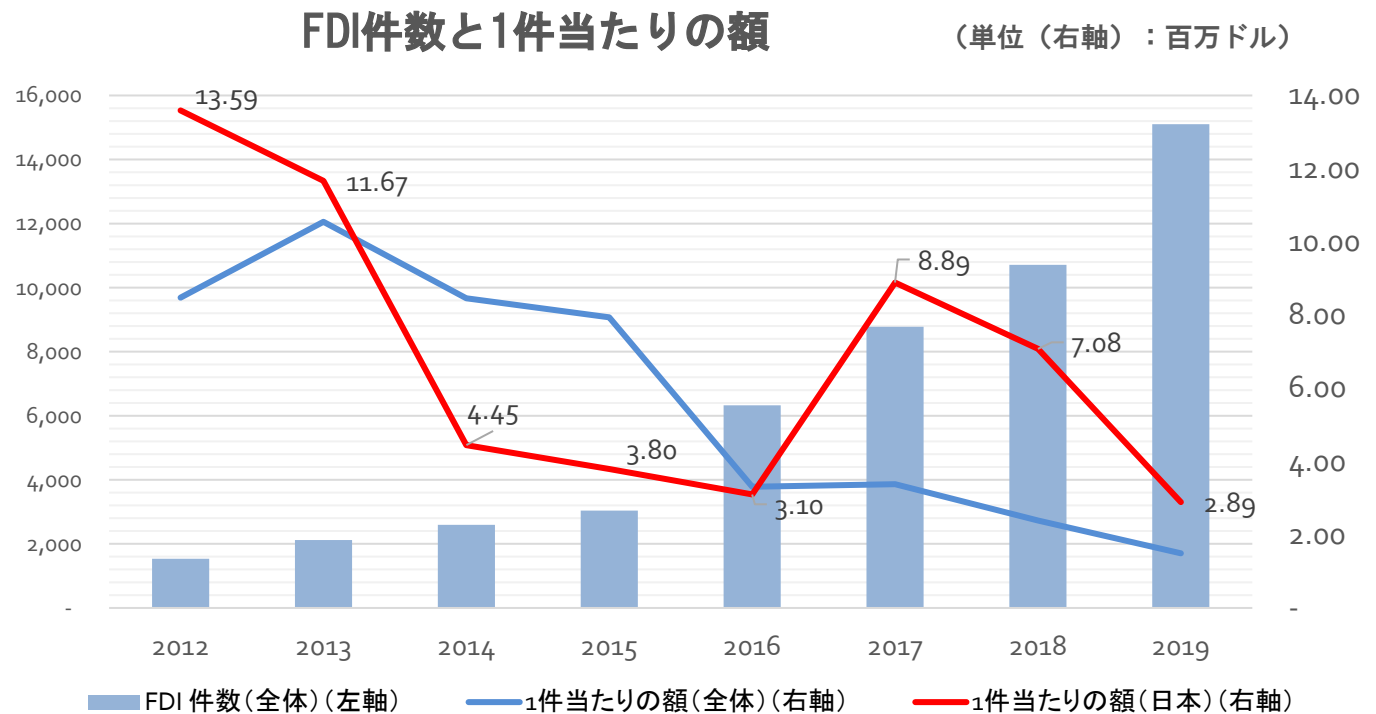
など

## 競争法への アクセス向上

- ・ 事前相談や法令遵守に関する相談対応実務研修の実施
- ・ 公開セミナー、説明会等の開催による啓蒙・普及活動の実施支援
- ・ パンフレット作成等による一般消費者に対する啓蒙・普及活動の支援

など

- 最近の海外直接投資（FDI）の動向
- 公正競争確保の重要性



（注：在越日本大使館ホームページ上のデータを基に筆者作成）

# ご清聴有難うございました。

## 【参考情報】

- ・ JICAベトナム競争法プロジェクトHP  
<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/055/index.html>
- ・ 公正取引委員会ホームページ「途上国に対する技術支援」  
<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigai/gijutu.html>
- ・ 在越日本国大使館ホームページ「経済・経済協力」  
[https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/JP\\_KeizaiKyoryoku.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/JP_KeizaiKyoryoku.html)
- ・ ベトナム商工省競争消費者庁ホームページ（越語）  
<http://vcca.gov.vn/>